

平成26年鞍手町議会第4回定例会会議録（第2号）						
平成26年 6月9日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議					議 長
	平成26年 6月9日 午後1時00分					川野高實
	閉 会 開 議					議 長
	平成26年 6月9日 午後2時35分					川野高實
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	宇田川亮	出欠
	2	須山由紀生	出欠	12	岡崎邦博	出欠
	3	星正彦	出欠	13	栗田幸則	出欠
	4	—	出欠			
	出席 12人	5	田中二三輝	出欠		
	欠席 0人	6	原哲也	出欠		
	欠員 1人	7	川野高實	出欠		
		8	須藤敏夫	出欠		
		9	久保田正之	出欠		
	10	武谷保正	出欠			
会議録署名 員	1	熊井照明		2	須山由紀生	

職 務 出 席	議会事務局長	渡辺智文	出欠	議会事務局長補佐	武谷朋視	出欠
	町長	徳島眞次	出欠	会計課長	白石秀美	出欠
	副町長	阿部哲	出欠	建設課長	森茂樹	出欠
	教育長	水摩幸隆	出欠	政策推進課長	三戸公則	出欠
	総務課長	藤原光徳	出欠	地域振興課長	立石一夫	出欠
	福祉人権課長	鯨坂健二	出欠	上下水道課長	原敏勝	出欠
	税務住民課長	久保田隆一	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
	農政環境課長兼農業委員会事務局長	篠原哲哉	出欠	保険健康課長	長友浩一	出欠
				福祉人権課児童人権班長	中岡博幸	出欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名						
議 事 日 程	別紙のとおり					
付 議 事 件	別紙のとおり					
会 議 経 過	別紙のとおり					

平成26年第4回鞍手町議会定例会議事日程

6月9日 午後1時開議

第2号

日程第1 一般質問

# 一般質問通告一覧表

平成26年第4回定例会

No. 1

質問者	質問事項及び質問要旨	答弁指定者
2番 須山由紀生	<b>1. 子ども・子育て支援新制度について</b> (1) 子ども・子育て会議のメンバー構成や設置までの経緯は (2) 子ども・子育て会議の現在までの会議内容と今後の予定は (3) 学童保育指導員の処遇の改善は	町長
1番 熊井 照明	<b>1. 空き家等対策について</b> (1) 本町の空き家の現状をどのように把握しているか (2) 老朽化した空き家等に対する苦情や相談の対策は (3) 「適正管理に関する条例」等を制定する考えは	町長
5番 田中二三輝	<b>1. 鞍手中学校の開校に向けた準備と教育方針について</b> (1) 鞍手中学校の開校に向けた準備 ①開校に向けた各種工事の進捗状況は ②それぞれの工事に関する問題点は無いのか ③ソフト面、特に教職員や生徒達の交流等について問題点は無いのか (2) 鞍手中学校の教育方針 ①中学校の状況は、若い親たちが重要視する要素であり、居住地選択の大きな要因と思うが「鞍手中学校の教育方針」は <b>2. 各小学校の校庭舗装について</b> (1) 各小学校の環境改善 ①一部の小学校の保護者から校庭の足元が悪いとの相談を受けているが、各小学校の状況把握は ②各小学校は避難所に指定されているが、校舎や体育館周辺及び児童が通学に使用する範囲は舗装する必要があるのでは ③避難所利用者の安全確保のために、街灯を設置するべきだと思うが	町長 教育長  教育長  町長 教育長
11番 宇田川 亮	<b>1. 公共施設の除草・剪定工事について</b> (1) 毎年、老人対策事業として、公共施設の除草・剪定工事を行っているが、各施設の管理者及び従事者からの意見・要望の聞き取りは (2) 特に大きくなりすぎた樹木は、倒木や電線にあたる等の支障をきたす場合があるが、その対応は <b>2. 障がい者等の安全通行確保について</b> (1) 電動車いすや手押し車で歩行する方のために、歩道の点検及び整備をするべきでは	町長   町長

平成26年6月9日（第2日）

開議 13時00分

○議長 川野 高實君

これから本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 一般質問を行います。

質問は、お手元の予定表の順序により行います。

最初に、2番議員 須山由紀生君の質問を許可します。

須山由紀生君。

○2番 須山 由紀生君

通告に従いまして質問をいたします。

本日は、来年4月より実施予定の子ども・子育て支援新制度についてご質問をいたします。

ご承知のように、2012年に子ども・子育て関連三法が成立し、子ども・子育て支援法が新たに制定されました。

それに伴いまして、現在、政府は子ども・子育て支援新制度を2015年4月から本格実施に向けて、国版子ども・子育て会議を新設し、具体的な仕組み作りに取り組んでいます。

子ども・子育て支援新制度は、子ども・子育て支援法、認定子ども園改正法、児童福祉法改正法を含めた関連整備法からなっています。

この新制度によって、就学前の子ども達の保育、教育に係わる国の制度が変わると言われております。と同時に学童保育の国の制度も大きく変わり、市町村も初めて学童保育の基準を条例で制定することになるなど、市町村の施策も大きく変わるようです。

今回は、特に学童保育の件について質問をいたします。

多くの町民の皆様は、既にこの学童保育のことは理解されているかと思いますが、前段で、この学童保育、放課後児童クラブとはどんな施設なのかを簡単に説明をさせていただきます。

この学童保育は、共働きや1人親家庭での小学生、現在は4年生までとなっていますが、この小学生の放課後及び土曜日や春休み、夏休み、冬休み等の学校休業中の生活を継続的に保障すること、そして、そのことを通して親の働く権利と、家族の生活を守るという目的や役割を持っています。

児童福祉法では、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により、昼間家庭に居ない者に、授業の終了後に児童厚生施設などの施設を利用して、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ると謳われています。

従いまして、この学童保育は学習塾などでなく、保護者と指導員と一緒に子育てをする施設です。また保護者の子育てを支える施設、いわば親の自宅での子育てを支援するための施設だと考えます。

このように、子どもが発達をする途中の重要な施設であることだと理解していただければ

と思っております。

さて、子ども・子育て支援新制度では、2013年度の早い時期に子ども・子育て会議、地方版子ども・子育て会議、これらを設置して、基本指針の検討やニーズ調査を行い、学童保育の整備、目標等を事業計画として策定しなければならないとあります。

本町でも、昨年この鞍手町子ども・子育て会議が13名の委員の方で設置されたようですが、その設置時期や委員のメンバー構成、また委員選出の経緯等、どのような流れで設置されたのかを町長にお尋ねいたします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

具体的な内容につきましては、福祉人権課児童人権班長に答弁をさせます。

○議長 川野 高實君

福祉人権課児童人権班長。

○児童人権班長 中岡 博幸君

お答えいたします。

子ども・子育て会議のメンバー構成につきましては、子ども・子育て支援に関し、見識を有している方として、町議会、民生委員児童委員協議会、小学校教頭会の各代表の3人。

子どもの保護者として、小学校PTA、学童保育所、私立幼稚園、私立保育園、公立保育所の各保護者の代表の5人。

事業に従事するものとして、私立幼稚園、私立保育園、公立保育所の各代表の3人。

その他、町長が必要と認めるものとして、社会福祉協議会、子ども会連絡協議会の各代表の2人。計13人で構成しております。以上です。

○議長 川野 高實君

須山由紀生君。

○2番 須山 由紀生君

ありがとうございます。

それらの資料等がございましたら、後ほど結構ですので、できましたらお願いいたします。

次に、新しく出来た子ども・子育て支援法では、学童保育に関しても国の制度と、市町村の施策も大きく変わるようです。どのように変わるのか、学童保育に関する事項の要点は次のようになっています。

まず1つ目は、市町村が行う地域子ども・子育て支援事業に学童保育を位置づけ、市町村の実質責任を強化する。

2つ目に、市町村に学童保育の整備計画を含む子ども・子育て支援事業計画の策定を義務づける。

3番目に、学童保育への補助金は、その事業計画に基づいて支出される交付金として出さ

れる。

4番目に、市町村に子ども・子育て会議を新設し、事業計画や推進方策などを検討する。

5番目に、法律の附則として、指導員の処遇の改善、人材確保の方策を検討し、所要の措置を講ずるとなっています。

また、もう一つの学童保育が位置づけられている児童福祉法の主な改定は次のとおりです。

対象児童を6年生までの小学生に引き上げる。国や地方自治体以外が学童保育を実施する場合には、事前に市町村への届出が必要となる。3番目に、国としての学童保育の基準を省令で定めると同時に、市町村は国の定める基準を踏まえて、条例で基準を定める等です。

そこでお尋ねいたします。

本町の鞍手町子ども・子育て会議、現在まで行われた会議内容、また、今後の会議の予定等はどうなっているのか、分かれば教えて下さい。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

過去の出来事と、事務局レベルの話ですから、児童人権班長に答弁をさせます。

○議長 川野 高實君

児童人権班長。

○児童人権班長 中岡 博幸君

お答えいたします。

第1回の子ども・子育て会議を、平成25年11月21日に開催しております。会議の内容につきましては、子ども・子育て会議の設置の目的について、ニーズ調査表の内容確認について、今後の審議スケジュールについてを議題として開催しております。

今後の予定につきましては、現在、ニーズ調査の結果を基に、鞍手町子ども・子育て支援事業計画の素案資料となる平成27年度から平成31年度までの児童数や、学童クラブの利用者数などの見込み量の算出作業等を行っておりますので、7月の中旬に第2回目の会議を開催したいと考えております。以上です。

○議長 川野 高實君

須山由紀生君。

○2番 須山 由紀生君

それらも、先程の資料と含めまして、一緒に書面でできましたらお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。

○児童人権班長 中岡 博幸君

はい、分かりました。

○2番 須山 由紀生君

次に、学童保育の指導員の改善ということで、学童保育の指導員の処遇についての質問をいたします。

前段で上げました子ども・子育て支援法の法律の附則に、指導員の処遇の改善、人材確保の方策を検討し、所要の措置を講ずるとなっています。

児童福祉法でも、国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負うと位置づけられている事業として、市町村にも一定の責任があるようですが、指導員のいま置かれている条件、環境は、全国的に見てもかなり劣悪なようです。

指導員の、勤続年数が増えても賃金は上がらない。また、正規職員は少なく、多くが非正規職員、非常勤、臨時、嘱託、パート、学生アルバイト等を改善する点がかかなり多くあるようです。

本町では、このような問題をどう考えられておられますか。また、運営者への指導を含め、今後どうするかなど、具体案がありましたらお尋ねをいたします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

鞍手町は、町内に3ヶ所の学童クラブがございます。そして、委託料といたしまして総額で約1,750万円を支出いたしております。また別に、町単独の学童保育補助金として、平成25年度は、3学童クラブに対しまして、総額で459万5千円を支出して、人件費や光熱水費等の助成を行っております。

いま、須山議員がおっしゃいましたのは、そこで働いている先生方の処遇はということですが、私が調べましたら、学童保育は3ヶ所が単独で運営なさっているとお聞きしております。

ですから、直接私がそのこの処遇をどうのこうのするというのは越権行為になりますので、ここではちょっと避けたいのですが、多分、須山議員がおっしゃっているのは、町が助成を出していますから、それに対してもう少し手厚くやってくれないだろうかというような質問内容かと察するところでございます。

私も、須山議員がおっしゃっている学童保育、私は教育にはしっかりと金を注ぎ込まなければいけないというのが私の考えでございます。

私の政策の一環といたしまして、町長にさせていただきまして、私はこの町を儲けさせると。儲けさせるということは、つまり税収をしっかりと上げて、その上げた税収を老人福祉、それと教育にしっかりと金を注ぎ込むというのが私の政策の柱でございますので、今後、ここで私は直接的には言えませんから、運営者の方と行政と意見交換をさせていただきながら、その辺に向けて、処遇の改善に向けても鋭意善処して行きたいなど、そのように思っております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

須山由紀生君。

○2番 須山 由紀生君

私がお聞きしたかったのは町長が答弁された、正にそのものだと思っております。

学童保育、働く親を持つ子ども達に、安全で安心できる毎日の生活を保障することと、働きながら子育てをする親達を支える子ども・子育て支援という重要な役割を持った施設として、また障害児童の受け入れも可能な施設として、鞍手町でもより一層の拡充の必要があるのではないのでしょうか。是非お願いをいたします。

そのためにも、先程も言いましたように、指導員の方の処遇の改善や人材の確保、こういったものを含めた、運営者への手助けが当然必要になってくると思われます。是非これらを含めまして今後の鞍手町子ども・子育て会議が、鞍手町の子ども・子育て支援により一層の重要な会議になることを期待いたしまして、私の質問を終わります。

**○議長 川野 高實君**

以上で須山由紀生君の質問を終了します。

次に、1番議員 熊井照明君の質問を許可します。

熊井照明君。

**○1番 熊井 照明君**

通告に基づきまして質問をいたします。

空き屋等対策についてであります。

鞍手町では、定住促進奨励金の交付条例が制定されまして、あちらこちらで家屋が新築されているところを見受けます。新築住宅が増えることによって人口も、税収も増えれば、それに越したことはないのですが、反対に空き屋も増えている感じがいたします。

全国でも空き屋の増加が問題になっています。テレビでも北九州市の空き屋のことが放映をされていました。

総務省の平成20年、これは住宅統計調査が5年に1度あっているのですが、これによりますと、日本の総住宅戸数5,759万戸の内、空き屋の戸数は757万戸、空き屋率が13.1%と過去最高になっているとの記事が載っていました。

私の住んでいる地区も若干空き屋が増えています。空き屋は所有者の財産でありますから、空き屋があるということだけで問題にすることは出来ないと思えます。これらの空き屋は所有者が施設に入所したり、相続する人が既に住宅を持っていたりして、居住者がいないケースが多いと思われます。

こうした空き屋とか廃屋は、今後も益々増えていく状況にあると思っております。この中には、所有者が全く不明と思われるものもあります。長年放置されて傷みが酷くなり、窓や入り口が壊れたのか、壊されたのか分かりませんが、簡単に建物の内部に入ることが出来るようになってしまったものも見受けられます。

不審者が侵入したり、放火されるといった心配もあります。また屋根や壁が朽ちて、強風の日には、そのような屋根や外壁の一部が飛びちりそうで、付近の住民の方が心配しているところもあります。

基本的には個人の財産、所有物でありますから、所有者が早急に取り壊すとか、そういう管理の責任を果たしていただかなければいけないことは重々承知しております。所有者にす



れば、家を解体するにはお金が掛かる、その資金がない。

また住屋を壊すと土地の固定資産税、特例がなくなりますから税金は上がります。そのことから壊さないという人も居るかも知れません。しかし、空き屋の管理が不全な状態にあり、近隣住民等が不安に感じたり、迷惑を受けたりすることが問題であるというふうに考えています。

公共施設の近くにも空き屋がありまして、玄関のガラスが割られて、人が自由に出入りできそうなところもあります。

今後益々進んでいく高齢化や少子化により、管理が行き届かない空き屋が増えて行くことが懸念されます。

一番困るのは所有者が分からず、連絡先も分からない。家が傷んで台風の時など、壁や屋根のトタンが飛びそうな状態の空き屋であると考えます。

広報くらての5月号にも、空き屋のトラブル110番、司法書士による無料電話相談の記事が載っております。

そこで、本町の空き屋等の現状をどのように把握しているかをお尋ねいたしたいと思えます。町内の空き屋等の件数と、率が分かれば教えていただきたいと思えます。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

データのなものになりますので、総務課長に答弁させます。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

本町の空き屋の現状の把握についてということですが、空き屋にはまだ十分人が住める空き屋と、老朽化して崩壊や火災などの危険がある空き屋があり、人が住める空き屋の現状は、町としては把握はしておりません。

また、老朽化した空き屋の把握につきましては、区長さんや住民の方からの連絡により、現地に行き確認を行っております。改めて、平成25年度の区長会においても、町に連絡していただくようお願いしております。

鞍手町の空き屋の率ということですが、住宅総数が7,640戸、その内、空き屋と思われるものが740戸で、空き屋率としては9.7%となっております。これは総務省の土地統計調査による平成20年度の調査によるものです。以上です。

○議長 川野 高實君

熊井照明君。

○1番 熊井 照明君

実は、私もいろいろ調べてみたのですが、いま総数が7,640で、空き屋が740で、

率としては9.7%と言われましたが、平成20年度の住宅統計調査第3表というのがあると思います。

住宅所有の関係5区分、建築の時期別住宅数、その中では住宅総数、これは年度別に積み上げていく分があるのですが、総数は平成20年度で6,550です。持ち家が4,880、その中で空き屋総数並びに一時現住者のみの住宅総数及び建築中の総数ということで、総数が1,090、空き屋が1,080、一時現住者というのが10、これから単純にいけますと6,550を1,090一時現住者の分も入れてすると16.64になるのです。

私が見る頁を間違えたのかどうか分かりませんが、ただ空き屋の総数は1,080と書いてありました。これは統計から見た分です。

そうしますと、1,090を6,550で割ると16.64となるわけです。私の方が間違えたのか、その辺ははっきり分かりませんが、私はこういうふうに掴んで、先程言いました全国の分が13.なんぼでしたか、それからすると多いなという気がしたのですが。その辺は後で話をさせていただきたいと思います。これは全然率が違うからですね。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

先程、議員さんがおっしゃられた1,080戸というのは、こちらの方もそれは把握はしておりますが、1,080戸というのは全体の空き屋と見られる件数なんです、それには売家とか賃貸とかも入ってまして、それが340戸あります。

私が先程申しました740戸と足して1,080戸になるということで、その740戸というのは老朽化した空き屋とか、賃貸ではない空き屋という形で私は740戸という数字を述べさせてもらいました、すみません。以上です。

○議長 川野 高實君

熊井照明君。

○1番 熊井 照明君

そこそこの資料の分で違いというのは多分にあると思いますけれども、6,550というのも、これは公営の住宅とか民営の借家とか、いろいろ入っての数字が6,550、持ち家だけですと4,880という数字だったのですね、私の方は。その辺は数字の把握のしかたが、私と課長と若干違う分がありますので、それはそれでいいのですが。

次の質問に移りたいと思います。

老朽化した家屋等に対する苦情とか、相談件数、その後の対策はどのようにされているのかをお尋ねしたいと思います。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

これも、現在行っていますので総務課長に答弁をさせます。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

先程の質問にもお答えしましたように、区長さんや住民の方からの連絡がありましたら、現地調査を行い、法的に管理責任のある所有者、管理者等を調査しまして、文書で連絡を行い、危険回避の措置をお願いしております。

件数ですが、平成24年度、平成25年度の2年間で老朽化した空き屋の相談件数として23件連絡が 있습니다。その内、所有者が確認出来て文書で通知した件数は19件になっております。その19件の内撤去してもらいました件数が2件ということになっております。以上です。

○議長 川野 高實君

熊井照明君。

○1番 熊井 照明君

すみません確認ですが、平成24年度、平成25年度で合わせて23件ですか。その内、所有者が分かったのが19件、その内、撤去されたのが2件ということですね。

実は、私が住んでいるところも空き屋が、地区とは違うのですが、近所に空き屋がありました。ちょうどT字路の部分で大型車が左方向に行くときは見にくいところだったのですが、私は一週間に1回そこを通るのですが、その間に撤去をされていきました。撤去されると交通の見通しも良くなるし、よかったかなというふうに私は感じております。

それでは、次の質問をさせていただきます。

こういう老朽化した空き屋の相談窓口というのは総務課でいいのですか。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

はい、総務課でよろしいです。以上です。

○議長 川野 高實君

熊井照明君。

○1番 熊井 照明君

先程、区長さん達にも通じてという話がありましたので、その辺、私の地区は区長さんの指示で、隣組に入っているところですが、空き屋があるところは、その連絡先をみんな区長さんの方に調べて届出を出しているのです。何か火災やいろいろなことがあると困りますので、一応私の地区は区長さんの指示でそういうふうになっています。

ただ、空き屋でも長くなると他の人は、この家には誰も居ないのですねという感じで、室外機を取られたという報告もあっています。

所有者が分からない分は調べているということですから、その分はその分がいいのですが、

その辺が私は不安だったのです。個人が調べるにしても所有者は簡単に役場は教えてくれませんし、法務局に行っても登記簿の謄本の中には所有者は変わらず、住所も変わらず、そのままになっている分がありますので、その辺も総務課の方で調べていただいて、所有者の方に連絡をしてもらっているということで、それはもう安心しました。

では次の質問に移ります。

国土交通省の調査では、平成25年の10月現在272の自治体が空き屋に関する条例を施行して、現在検討中のところも多いということが書いてありました。

平成26年2月9日の西日本新聞には、自治体レベルで条例制定が進んでいるが、国が対応する必要があると、更地化した際の固定資産税の軽減等の税制措置を講じるよう国に促す規定を盛り込んだ法案を、自民党の空き屋対策推進議員連盟が纏めて、議員立法で提出しようという記事が載っておりました。

私も、内閣法制局の分のホームページを見ましたが、まだこの分は法案として上がって来てはおりません。

こういう空き屋等の適正管理に関する条例を制定するお考えはありませんかということでお尋ねいたします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

近隣市町村では、空き屋等の適正管理に関する条例を制定しているところもございます。ただ、いま議員がおっしゃいましたように、崩れかかった家を行政が代執行して撤去するとすると、これもまた難しい話で、撤去したが故に、後で議員がおっしゃったように固定資産税が上がるということもありまして、これはなかなか難しゅうございます。国も、議員がおっしゃいましたように法整備に向けて、国会議員の皆さん方も動いているみたいですが、これは緊急を要する時には当然のことながら、地方自治、鞍手町、我が町もその場で考えて行かなくてはならないと思いますが、いまの段階では条例を制定する云々というのは、まずは国が立法していただいて、それから考えさせていただこうかなとそのように思っております。

ただ、何度も申しましたように、緊急を要する場合は当然のことながら本町で対応して行くということでございます。以上でございます。

○議長 川野 高實君

熊井照明君。

○1番 熊井 照明君

国の動きが遅いから、各自治体は全部条例で制定しているわけです。法律的に何も基がないものについては、何ら効力は発しないのです。

だから、そういうのではなく法的根拠、条例になりますが、それに基づいて、私は代執行までして下さいということは言っていないのです。助言とか指導とか勧告、ある自治体では、最終的には公表するというところまで行っているみたいですが、代執行になるとなかなかそ

の分を、仮に執行しても、その分が戻って来るかという戻って来ていないのです。

余所のを見てそうです。余所の自治体では1件代執行した、2件目も代執行しようかとしていますが、1件の分は代執行してもその分の代執行したお金が所有者から取れないのです。

そこまで行かなくても、法律に基づいた、先程言いました助言とか、指導とか、勧告、こういうものがないと、何も法律的に基づかないものは、後はお願いだけなんです。

鞍手町には、空き地等管理条例というのがあります。ですから、こういう条例を家にしても、ただの空き屋だけではないのです。老朽化した空き屋に対しての、管理されていれは何も問題はないのですが、先程言いましたように、所有者も何も分からないという部分が多分にあると思います。そういうのを調べていただいて、法律的に基づいて、条例に基づいてそういう文書を出すとか、そういうふうにしないと効力はないのではないかなと私は思います。町長の考え方は国の制度を待って置く、極端な話は。これもまだ議員立法で提案するということが書いていましたが、まだ提案もされていない、各党で調整をされている段階だろうと私は思っております。ですから、こういう法律を作って、皆さんが安心して暮らせるようにすべきではないかなと思います。

それともう一つ。空き屋はほったらかしにしておく直ぐ傷みます。北九州市や福岡市でも空き屋を管理する事業を展開している会社があります。

私は平成23年の6月議会の時にも提案させていただいたのですが、空き屋バンク制度を設けて、人口増を図ったらどうですかという、当時の町長に一般質問したのですが、空き屋といっても全部が全部ぼろぼろの空き屋ではないからですね。

その時の当時の町長の回答は、ホームページを通じて多くの人に情報提供することは有効な手段の1つと考えるが、町内外の不動産業者への影響や空き屋所有者個人の取り扱い等を慎重にしなければならないもので、今後の検討課題とするという答弁だったのです。

だから、この答弁から、これは空き屋のバンク制度は設けないのだなというふうに、私はその時に感じたのですが、前町長が亡くなられて、今度は民間経験の経営感覚や先見性、情報発信に長けた徳島町長になられましたので、再度お尋ねをしたいと思います。

また、人口についても、平成25年の5月から平成26年の4月の鞍手町の人口の推移を見ますと、減少数、死亡とか転出、それと出生とか転入もあるのですが、その差し引きをした減少数は、月に4人から38人だったのです。

多かったのは25年の9月が唯一4人の増になっていました。ただ今年の4月は12人増となっているのです。これは定住促進奨励金の効果が出て来たのかなというふうに、はっきり分かりませんが、私自身はそういうふうに思っております。

ですから、空き屋を有効活用するためにも、人口を増やすためにも空き屋バンク制度を。これは宮若がしていますが、難しい面もあると思います。

家主さんからの情報提供を受けて、空き屋等の情報をホームページに掲載して、定住人口の促進を図っていったらどうかと思っておりますが、町長の考えをお聞かせ願いたらと思います。

○議長 川野 高實君  
町長。

○町長 徳島 眞次君

空き屋バンクという言葉も私は知りませんでした。熊井議員さんからもご指導をいただきながら、前向きに考えて行きたいと思っております。以上でございます。

○議長 川野 高實君  
熊井照明君。

○1番 熊井 照明君

私の話を聞くより宮若が現在行っていますので、赤村等も行っていまけれど、その辺を調査していただいて、なるべく人口が増えるよう、町長もいろいろ考えてされていますが、そういう制度を作っていただきたいと思えます。

以上で一般質問を終わります。

○議長 川野 高實君

以上で、熊井照明君の質問を終了します。

次に、5番議員 田中二三輝君の質問を許可します。

田中二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

通告に従いまして一般質問を行います。

鞍手中学校の開校が、いよいよ来年の4月というふうに迫って来ております。

そこで、その準備等について質問をいたします。

先日、我々総務文教委員会は、所管事務調査の中で中学校の工事現場を見せていただきました。

校舎に関しての工事については、順調に進んでいるというふうに感じましたけれども、体育館をはじめとする外工事等につきましては、梅雨を迎えるこの時点からどのような影響が出るのか、この辺をまずお伺いしたいと思います。

そして、最も重要な課題であります通学路の整備、それと街灯の設置等についての中学校の改修工事とは別工事として進んで行く関連した工事についての進捗状況、これらをどのように把握されているのか教えて下さい。

○議長 川野 高實君  
教育長。

○教育長 水摩 幸隆君

お答えいたします。

校舎等の改修工事につきましては、既存建物の内装の解体工事、屋上防水改修工事が予定どおり完了し、現在各教室等の内装工事、壁、天井を行っております。

体育館等新築工事、プール新築工事につきましても、掘削工事、建物基礎工事が予定どおり完了し、現在鉄筋組工事を行っており、工事は予定どおり進んでいます。

テニスコート、グラウンド、野球場、駐車場等の外構工事につきましては、現在工事発注に向けた準備を行っております。

町道の通学路整備につきましては、現在までに4路線の工事、歩道改良、カラー舗装、安全柵の設置等を行っております。

県道の通学路整備につきましては、現在までに3路線の工事、歩道の拡幅、カラー舗装、安全柵、路面標示等を行っております。

なお、通学路の防犯灯につきましては、平成26年度中に設置いたします。以上です。

○議長 川野 高實君

田中二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

今、お答えをいただきましたが、工事としては順調に進んでいるというふうに把握されているようでございますけれども、今後について何か問題点等というのを把握しているようであれば教えていただきたいと思っております。

○議長 川野 高實君

教育長。

○教育長 水摩 幸隆君

学校施設整備工事につきましては、現在のところ予定どおり進んでおり、問題はありませぬ。

通学路整備に関しましては、県道において用地買収を伴う箇所、一部ですが用地交渉及び相続について難航している箇所があります。以上です。

○議長 川野 高實君

田中二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

中学校の改修工事に関しては、当然事業主体が町であり、頻繁にこれからも事業者と打ち合わせ、状況把握等々が努められるというふうにこちらの方も把握しておりますが、通学路の整備につきましては、先程教育長がおっしゃったように、主管が町と県に分かれるというところがございます。特に県が主管するものにつきましては、いま用地買収等で難しい問題もあるということがございますので、町が協力出来るところは、極力、積極的に協力をしていただきまして、今後の状況把握に確実に努めて頂きたいというふうに思います。

その状況把握等については、県との打ち合わせ等というのは、定期的に行っているのかどうか、その辺をもしお答え出来るのであればお答え下さい。

○議長 川野 高實君

建設課長。

○建設課長 森 茂樹君

お答えいたします。

定期的ということはありませんが、例えば用地の境界確定とか、そういった場合も対応

しておりますし、用地の買収についても、契約の段階で一緒に行ったりとか、用地交渉も一緒に行ったりしております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

田中二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

今後も状況把握等につきましては、適時、的確な把握等々に努めていただきたいと思いますというふうに思います。

通学路の見直しや整備につきましては、重要な課題でありますので、今後の整備等に関しては、それぞれの地域、地域に住んでおられる方にとりましては、その工事自身がメイン工事だというふうに把握をしておりますし、そう受け止めておられるのではないかなと思いますので、通学路の整備等については、しっかりと確認を取りながら行っていただきたいと思いますというふうに思います。

子ども達の安全が、担保できるように計画に沿った整備が来年4月には完了しているというのを期待しております。くどいようですが、今後の状況分析、把握等には極力努めていただきたいと思います。

ところで、中学校の開校時に、インターからのバイパス、いわゆる猪倉までの延伸工事が出来ていれば、子ども達は歩道の完備された道路を利用できるということが非常に望ましいなというふうに私は思っておりましたけれども、調査項目等々が増え、着工が遅れているというふうな情報を聞いていますが、その辺の事実はどうなっているのかということについては、必要に応じてバイパスの延伸工事の状況も把握をしていただきたいと思いますというふうに思っております。

インターからの延伸工事は、鞍手町の交通網にとっても非常に重要な要素でありますので、その状況把握には慎重に、尚且つ確実に行っていただきたいと思います。

いろいろな情報を聞いておりますけれども、それはそれといたしまして、町が協力すべきところは極力、積極的に協力して、一日も早いインター周辺の道路網の完了ということも、今度は逆に、子ども達の通学路の安全確保、これに繋がっていくのではないかなと思っておりますので、その辺はしっかりと行っていただきたいと思いますというふうに思っております。

通学路の話から、インター周辺の話に逸れてしまいましたが、くどいようですけれども、鞍手中学校開校時には、予定している全ての工事が遅れることなく完了している。これは理想ではない、と私は思っております。

町長、教育長をはじめ、皆さんは同じ気持ちでこの事業に取り組んでいただいているものと思っております。

また、担当職員の方は今までに培ってきた知識や経験、それ以外の事柄でご苦勞も多いのではないかなとは思いますが、中学校の統合という大きな、大きな課題の実現に向けた最後の日を迎えるまで、しっかりと業者の管理、そして進捗状況の管理等に努めていただきたいと思います。



晴れ晴れとした気持ちで、鞍手中学校に生徒を迎えることができることを期待をしております。

次に、教育長は、先の説明会の中等々で、現、両中学校の教員や生徒の交流を行い、それぞれの学年の子ども達が、統合後に落ち着いた状況で授業に臨めるよう配慮していくとおっしゃっておいりました。現時点でその状況等につきまして、問題点等如何に把握されているのか教えていただきたいと思ひます。

○議長 川野 高實君

教育長。

○教育長 水摩 幸隆君

お答えいたします。

生徒の交流については、現在、部活動の合同チーム、女子バレー、男女バスケットを実施しております。今後、新人戦からは、合同練習を多くの部活で実施の予定です。

また新中学校の部活動のユニフォームの準備も進んでおります。

生徒会ですが、南北はちょっと組織は違ひますが、これの摺り合わせ、新中学校に移行した時にはスムーズに生徒会組織が立ち上がるように、そういう摺り合わせ。

それから、新中学校の執行部の合同リーダー研修会も計画をしております。

それから、現1年生は、南北とも同じ制服で今通っています。新しい制服で新1年生は南北ともまったく同じ制服でございます。既にその準備が着々と進んでおるといふふうを感じております。

それから、教師間の交流につきましては、3年前より合同で統合に向けた準備会を発足させておひまして、様々な取り組みを現在まで重ねてまいりました。そして共通理解を図るように、今、しているところでございます。

北中の教師が南中の方に出向いていきまして、授業を現在行っております。そして部活動の教師が南中学校に行つて陸上の手伝ひもしております。こういうことで、教師間の交流も頻繁に行つているところでございます。

それから教材です。教材の特に問題集ですが、南北とも今年から既に同じものでスタートしております。だから、問題集が違ふといったようなハンディーはありません。

もう一つ、早速1学期の5段階評価、通信簿ですが、その通信簿付けの作業に今から入つていきますが、その評価基準も南北とも同じように揃えています。ですから、南中の3の子は、北中でもやはり3といふふうな、同じ基準表でもって処置をしているといふことでございます。

来年度の修学旅行、今の中1の子が来年2年生になりますと修学旅行ですが、その準備もどこにするのか、南北でするのか、コース決めも南北両方の教師が集まつてその準備を進めているところでございます。同様にふれあい合宿も同じでございます。

そのように、両方の教員が耐えず連係プレーでもって準備を進めているといふことでございます。以上でございます。

○議長 川野 高實君

田中二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

両中学校の交流等々について、いまいろいろと進んでいるというご説明でございましたけれども、問題点としては把握されていないようでございますが、では、新1年生となる今の小学校6年生やその下の5年生等については、どのような指導をされているのか、その辺は如何でしょうか。

○議長 川野 高實君

教育長。

○教育長 水摩 幸隆君

いわゆる統合に向けた準備という点では、今申し上げた通りですが、現在6年生の子は、来年新しい中学校に進むのですが、南中も北中も経験なしでございます。全く用意ドンで新しい中学校に入学して来るわけです。そういう意味での対応は、入学説明会や、小中連携をいまやっておりますが、中学校の先生が小学校に行って、いわゆる出前授業とか、先程申しました6年生3学期には入学説明会で、そのところの詳しい中学校生活のありようについて説明するわけでございます。

一番心配するのは、毎時間教師が替わる、教科担任制ですね。部活動が非常に盛んですし、上下関係も非常に厳しゅうございます。

どちらかというところ、小学校は丁寧に丁寧に子どもの面倒を見ますが、中学校はどちらかというところ大ざっぱなところがあります。そういうところから来る、いわゆる中一ギャップですね。この中一ギャップについては、最善の注意を図りながら、そういう子が1人も出ないように計画を進めているところでございます。以上でございます。

○議長 川野 高實君

田中二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

統合時点で、2年生、3年生は落ち着いているけれども、1年生が落ち着いていない、そういう状況というのは、絶対に避けていただきたいというふうに考えておりますので、今後、これから約半年強あるわけでございますので、小学校の6年生、さらには5年生等々に中学校での生活という疑似体験等を通じた活動というふうなお考えを持っていただいて、ご指導いただければというふうに考えております。

教育長は、非常にユニークな発想の持ち主であるというふうに、以前教育関係者の方から聞いたことがございます。これからも交流の場に教育長自身が出向いて行くということは、多少問題があるかも知れませんが、現場の教職員の方がやりにくいという点もあるかも知れませんが、机上で報告を受けるだけではなくて、是非ご自分で見て、感じて、そしてご判断いただきたいと感じております。

長いご経験の中で、的確な判断のもと、鞍手中学校がしっかりとしたスタートが落ち着い

た状態で切られるということを強く期待しております。

中学校の開校時に向けた準備段階ということから、次の質問に移りますが、鞍手中学校の教育方針についてお伺いいたします。

過去にも申しましたが、福岡市内では、ある中学校の校区に住みたい、あの中学校に通わせたいというのが、具体的な中学校の名前は申しませんが、理由は、有名進学校に、非常に高い進学率を誇っている中学校であるというふうに聞いています。

中学校の状況というのが、いま若い世代の親達が非常に注目しています。居所等の地域として選ぶ要因であり強い要素であるというふうに私は考えています。

そこで、教育長は先日小学校及び中学校の学力レベルが上がってきているというふうにおっしゃってございましたけれども、統合後に、学力レベルが下がるというようなことには決してならないよう、注意を払いながら子ども達に指導という形で期待をしておりますが、鞍手中学校に子ども達を通わせたい、そういう魅力的な中学校を目指していただきたいと思しますので、是非中学校自身の教育方針ということでございますが、これはもしかしたら、校長先生や教職員の方々、現場の方がお決めになることかも知れませんが、教育長ご自身がどのような鞍手中学校をイメージされているのか、またどのような教育方針を持っておられるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長 川野 高實君

教育長。

○教育長 水摩 幸隆君

お答えいたします。

教育方針は、先程田中議員がおっしゃったように、これは校長が決めるものです。職員と年間計画の中でこれを作っていくわけですが、私にそここのところの方針をちょっと聞かせてくれということでしょうが、なかなか難しい。と言いますのは、私個人の意見だったらいのですが、教育委員会の私は5人の中の1人でございます。

やはり、教育委員会制度というものを最大限に出しています。今の情勢の中で制度改革が直ぐそこまで迫っておりますけれども、守っていかなければいけないなと思っておる制度でございます。

そここのところをどかして、個人的な見解でよろしいから述べよと言われたら、一言で言うなら落ち着いた学校、子どもが安心して通える学校、そして平凡なことがきちんとできる学校、凡事徹底といいたいでしょうか、そういうようなことに尽きるのかなと思っております。

私も勘違いしていましたが、部活動で名を上げるとか、進学率で名を上げると言っても、それは全員ではないのです。必ず勉強が分からない、部活動に付いて行けないとか、みんなの集団に付いて行けないという子がおりますから、そういう子が安心して学校に行きたいなと、そういうように言えるような学校を目指したいなと思っております。

いまここには、南北両校長が、もう来年度の教育方針の叩き台を作っているところです。ちょっとご紹介いたしますと、教育目標は、自ら生きる力を育み、人間性豊かにたくましく

生き抜く生徒の育成、これを上げております。

そして、教育方針として、人間尊重の精神を基盤とした豊かな感性を育てる教育を大成する。また校長が明示する学校教育目標の達成に向け、全教職員が機能的、協働的、創造的に教育活動を行う組織体であることを自覚し、職務の遂行に努めると共に、地域に開かれた学校を目指すと、こういうふうに、いま叩き台が出来上がっております。

来年の開校までには若干時間がありますから、教育委員会と学校教育に直接携わっておられる教職員の皆さん方と合議を重ねながら、これを練り上げて行きたいなというふうに思っております。以上です。

**○議長 川野 高實君**

田中二三輝君。

**○5番 田中 二三輝君**

中学校の教育方針というものが現場サイドで作られるということを知りまして、ちょっと安心をいたしました。行政サイドの方、若しくは教育長、教育委員会等々からの押しついで、学校の先生方が非常にフットワークの悪い状況になれば、ちょっと問題かなと思っておりましたので、敢えて質問をさせていただきました。

現場サイドで、先生方の方で教育方針を決めて行くということで、是非鞍手中学校、今後とも落ち着いた雰囲気のある素晴らしい学校にしていきたいというふうに思っております。

ところで、鞍手中学校があのような場所と言ったら失礼かも知れませんが、今度新中学校として移転をいたします。

そうしますと、今後人口増加の偏り等々が大きくクローズアップされてくる、そういう状況も考えられます。

先日の新聞で報道されていましたが、本町は消滅自治体という非常に不名誉なことが上げられておりました。非常に残念でたまりませんが、これを回避するためにも、鞍手町全体の地域人口を考える必要がありますので、いま鞍手町に何がないかということ、グランドデザインがない。グランドデザインに則って、今、小竹や宮若はその計画に沿って着実に町の未来に向けた、計画に沿った歩みを進めている。

先程も申しましたが、中学校が魅力的な中学校になればなるほど若い人達が鞍手町というところに目を向けていただくということも十分に考えられますので、そういう学校づくりと、そして、その地域に人口が集中しないように、そういった形のグランドデザイン、これは可及的早急に作るべきではないかなというふうにも思いますし、逆に、例えば西川方面、新延、永谷方面等々に人口が増えれば、その部分にまた中学校、小学校を作っていくのだというぐらいの、町に対する推進力、こういうものも進めていただきたいと思います。

その核には、必ず鞍手中学校の魅力というものが、まず足がかりになるというふうに私は強く感じておりますので、是非そういうところを十二分にご配慮いただいて、今後の計画に沿って進んでいただきたいというふうに思います。

それでは、今度は中学校の子ども達の学力が向上するには何が必要かといいますと、今度

は小学校の学力が向上するというふうなのは、これは誰が考えても分かることですので、次に、小学校の設備に関するご質問をさせていただきます。

先日、小学校の保護者の方から、校庭の足下が非常に悪い、何とかしていただけませんかというような相談を受けました。そこで、各小学校の現状を視察させていただきました。

確かに雨の日には非常に足下が悪いと思わざるを得ないような状況であるというふうに思います。

体育館の周辺や、児童が登下校時に利用する敷地内の状況、これを教育長はどのように把握されていますか。

○議長 川野 高實君

教育長。

○教育長 水摩 幸隆君

小学校の校庭の状況により、異なりますけれども、特に南小学校、北小学校、古月小学校については、ご指摘のとおり窪み等があります。現在は必要に応じ補修をしている状況であります。以上です。

○議長 川野 高實君

田中二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

各小学校は子ども達が通学して勉強するところだけではないのですね。これは被災時に避難所になるわけです。非常に体育館や校舎の周辺等々の足下というのは、教育長は見ておられるから分かっていると思いますが、毎年、毎年砂利を入れて、そしてそれを修復している。

これを誰がやっているのかという話ですが、聞くところによると教職員の方がやっておられるというふうにも聞いております。

避難所として使う時は、これは大雨や地震の時であって、また避難者の方が利用される時に非常に利用がしづらい。そういうことは簡単に予測が付くことであります。

避難してきて、さあ安心したと思ったら、今度は足下が悪くてまた不安になる。子ども達は雨の日に通学しなくてはいけない、親はあんな足下で転ばないかといって心配しなくてはならない。そういったこと等々が回避する必要があると、そういうふうに思います。

従って校庭内の舗装を提案したいと思いますが、教育長はどのように感じますか。

○議長 川野 高實君

教育長。

○教育長 水摩 幸隆君

校庭内の舗装につきましては、各学校の状況を調査しまして、必要に応じ舗装等の整備を検討いたします。

基本的にはこういうことですが、裸足で走り回っても大丈夫というようなグラウンドでないと、また校庭でないといけないかなと思っております。全部ベタで舗装するというのは、私は考えていませんが、議員のご指摘のように、いざというときに足を取られたり、しょっ

ちゅう門扉が砂利で詰まったりということでは困ります。そういうところにつきましては、調査の上、早急に修理をしていきたい、補修をしていきたいというふうに考えています。

なお、教員がやるということについては、私はどんどんやれというふうに思っております。教員は、汗をかくのを若い先生は嫌がっていますが、昔はみんなエビジョウゲで、職員、生徒が全部工事に携わったわけでごさいます、少々の凸凹は原材料費を各学校に配置していますものですから、それで上手くやりなさいというふうに言いたいと思います。

但し、それと先程議員がおっしゃったのは別でごさいます、必要なところについては早急にやって行きたいと思っております。

○議長 川野 高實君

田中二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

可及的早急に前向きに検討すると、尚且つ対応もしていくのだというふうに受け取ってよろしゅうございませうか。教育長もう一度お願いします。

○議長 川野 高實君

教育長。

○教育長 水摩 幸隆君

おっしゃるとおりです。

○議長 川野 高實君

田中二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

急にそのように言われましたので、どこを言っているのか迷っておりますが。

足下の話をいたしましたけれども、明るい時だけに避難して来たり、昔は小学生というのは明るい時にしか子ども達はいなかったのですが、いまはクラブ活動やミニクラブというのでしょうか、そういうもので体育館を使ったり、避難といっても大体夜が多いというふうに思っております。

そういう方々が暗い状態で使うのではなく、防犯上も考えて、必要に応じた校庭内の街灯の設置ということも必要ではないかなと思っておりますが、これも合わせてご提案をしたいと思しますので、どのようにお考えなのかをお答え下さい。

○議長 川野 高實君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

お答えいたします。

各学校の体育館等の入り口付近に、センサー付きのライトが設置されているところが殆どでございます。夜間の利用者につきましては、これは社会体育関係の利便性を図る意味で設置しております。

今、言われますように、避難時の安全の確保ということが、これで果たしてできるのかは、

学校により状況が異なりますので、関係者と協議をしながら対応を進めて行きたいと思えます。以上です。

○議長 川野 高實君

田中二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

いま、小学校の利用というのは夜等も非常に多いです、まず校門から体育館や校舎に至るまでの距離というのもそれぞれ違います。

そういう意味において、非常に街灯の設置、足下の確保というのは必要ではないかなというふうに思っておりますので、これも積極的に調査していただいて、前向きに対応をしていただきたいというふうに思いますし、街灯の設置というのは、平時においては防犯上、非常に効果があるというふうにも考えておりますので、是非よろしく願いいたします。

先程、教育長は、凹みに砂利をまくことを教職員の方がやっている、と、どんどんやれという考えがあるというふうにおっしゃっていましたが、教職員の手を煩わすようなことは、僕は極力なくなった方が、教員の方々が教育活動というか、そういう指導に時間を割くことができ、望ましいのではないかなと思っておりますので、校庭の調査をする時に不必要な樹木、これもこの際、一気に整備すべきだというふうにも思います。

見通しのいい校庭が防犯上求められているというふうに私は理解しておりますので、そういう見通しの利かないような樹木等の整備ということについても、伐採等を含めて検討をしていっていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたしまして、小学校の校庭の舗装につきましては、先程、前向きに検討していただけるということでございますので、強く期待をいたしまして私の一般質問を終わります。

○議長 川野 高實君

以上で田中二三輝君の質問を終了します。

次に、11番議員 宇田川亮君の質問を許可します。

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

通告に従いまして2点について質問をさせていただきます。

先程の質問とも若干被るところもあるかも知れませんが、お答えいただきたいと思えます。

まず、公共施設の除草、剪定工事についてですが、毎年町では老人対策事業として学校や保育所、それから公民館等の除草、それから剪定工事等を行っておりますが、毎年やっていると一緒で、特に剪定工事につきまして、先程樹木が大きくなり過ぎてというお話もありましたが、同じ箇所だけずっとして、ここをやって欲しいという所が何年もほったらかしになっていて、そのうち大きくなり過ぎて手がつけられないようになっていて、状況もあるわけです。しかも除草工事についても、ここはほとんど草が生えてないのに同じ箇所の除草工事が出ているというような所もあります。

私は以前議案質疑の中でこの老人対策事業、これは各施設の管理者、それから、そこで働

いている方等によく話を聞いて、その都度、その年に見合った工事を発注すべきではないかと。そういうふうにして下さいというような質問をしたことがあるのですが、管理者、従事者の意見、要望等について聞き取りは行っているのかどうか。行っているとすればどのようにされているのかを教えてください。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

事務的なことですので建設課長に答弁をさせます。

○議長 川野 高實君

建設課長。

○建設課長 森 茂樹君

お答えします。現状としましては建設課から各施設の管理者等に対して直接要望等の聞き取りはしておりません。各課施設の担当者から要望等があれば予算の範囲内で対応しておりますが、要望等がなければ前年度と同じ工事内容で発注しております。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

私は以前議案質疑の時に聞いた時に、それは要望を聞いていきますと言われていたのですよ。しかも、例えば学校で言えば、そこするよりもこっちの方がいいのだけれどもという話があるわけです。以前別の議員が剣南小学校のカイツカが大きくなり過ぎて、あれを何とかせいというようなお話もあったのですが、例えば2年に1回だとか、1年に2回しているところもあります。それを1回に減らして、この分の予算で他の木を扱うということにすれば、今の予算の範囲内で整備されていくのではないかと。今ニュースでも街路樹が倒木しているとかというのが最近聞かれますが、余り大きくなり過ぎたら、今は青々として元気になっているものも、いつ倒れるか分からないという状況もあるわけで、今後、各施設の管理者等にこちらから聞いて、ここの除草工事、剪定工事、この箇所をやりたいがどうかというような話を逆に聞いて、要望がなければほったらかし、前年度と一緒にではなくて、そこは毎年確認をするべきではないかと。特に来年から中学校を統合して、鞍手中学校が出来て、鞍手北中と南中がなくなるわけで、あそこをどうするかと。避難所にはなっているのですが、あの施設をどうするかというような委員会も出来ますが、そこをそのままにしておけば避難所なのに草ボウボウになって、木は生え放題というような形にもなってくるわけです。また、学童保育も北中の下の所にあります。中央公民館の端っこにもあります。後、福祉センターの所にもあります。その新しく出来た、学童保育ができて何年にもなりますが、新しくできたその利用者の方の意見も是非聞いていただきたいというふうと思いますが、その点についてお願いします。

○議長 川野 高實君



町長。

○町長 徳島 眞次君

私もそう思います。凹と凸がきちんと噛み合うようになるのが一番無駄がないと思いますので、その辺のところは聞き取り調査を行って、鋭意取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

先程ちょっと触れたのですが、特に大きくなり過ぎた樹木については、1回大きなお金を掛けて何とかしないとまずいのです。その上で、その後の管理のことを今言っているわけで、現在大きくなり過ぎた木がたくさんあるわけです。南小学校、どこの小学校、保育所でもあるけれども、結局見積もりして、もの凄くお金が掛かるから、またそのまま放置されている。ただ、電線に掛かった時はそこだけ枝を落とすとか。よほど倒れそうな時だけ下から切るとかというような対応でしかないのではないかというふうに思いますけれども、今後の対策と現在の対応等についてお答えいただきたいと思っております。

○議長 川野 高實君

建設課長。

○建設課長 森 茂樹君

お答えします。

大きくなり過ぎた樹木の枝の場合でございますが、議員が言われましたように電線に当たっている場合は、町道であれば建設課から九電やN T Tに連絡いたしまして伐採等の対応をさせていただいております。それが県道の場合であれば、建設課の方から管理者である直方県土整備事務所に連絡を行いまして対応させていただいております。

また、倒木等につきましては、昼間であれば職員等で対応出来るのですが、休日や夜間の場合は主に警察から役場や直方県土整備事務所を通しまして、各道路管理者に連絡が入るようになっておりますので、町道の場合では建設課の職員で対応いたしておりますが、職員で対応出来ない場合は業者の方に依頼しております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

その点については分かりました。先程言いました倒木のニュースとかあって、青々茂ってとても倒れそうにない木が急に倒れてきたとかということもあるわけで、一度調べてもらうとか、調査した上で今後どうしていくのかということも考えていくべきだと思いますが、その点についてお願いします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

一回調査をさせていただきまして、漏れがないようにやって行きたいと思います。  
以上でございます。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

それについてはお願いします。

ちょっと戻りますが、限られた予算の中で、先程町長が言われた凹と凸が噛み合わないといけないということは当然のことであって、もう鞍手町もふんだんにお金があるわけでもないし、限られた予算の範囲内でどれだけ効果を表すかということが必要だと思いますので、その点については徹底していただきたいと思います。

それと先程、学童保育の話に触れましたけれども、学童保育があつて、町長は先程補助金等を出していると金額も言われましたけれども、学童保育自体は公設民営なのです。公ですから町が建てて、運営の方はその運営委員会等でやっていくというような状況なのですが、その整備についてはどうなのですか。例えば草が生えているとか、木が生い茂るといふことについての管理についてはどこが、どうするのですか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

行政の方ではやってないみたいで、各学童保育の方でやっていただいているという状況でございます。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

ただ、北中で言えば老人対策事業の中に入っていると。中央公民館にしてもそうです。先日、ちょっと学童保育の先生の方からお話を聞く機会がありまして、そこはちゃんとしたツツジとかあるけれども、その他に竹とか草とか生えて、何時も蜂の巣が出来ると。その草刈りをしたいけれども、運営委員会が自分達でボランティアでするわけにもなかなか出来ないし、お金も限られている。それに使うような予算はないと。だから土地も施設も公のものなのに、草刈りとかというのはそこでやってくれという話になるのでしょうか。そこは町が責任をもって環境を整備する必要があるのではないのでしょうか。それについてはどうですか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

今、宇田川議員の質問ですが、ちょっとお時間をいただいてよろしいですか。ここで私がしますというのも予算的なものもいろいろありますし。ただ、言えるのは公の施設でもあり

ますし、危険を伴ってはいけませんので、善処したいと思っております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

話がずれて申し訳ないのですが、そういうことで誰がどういうふうにするのかということで、小学校の草刈りもそうですよ。例えば運動場の中というところは地域の方やPTAとかが出てきて、ボランティアでやっているところもあるわけです。自分達の中で出来る分はやりますが、それ以上のことについては是非町として管理していただきたいというふうに思います。

次に、障害者等の安全通行確保について質問をします。

今、電動車椅子、バイクみたいな時速10キロ出るか出ないかくらいの乗り物で、足が悪いからとか、手押し車で歩行するだとか、いずれにしてもこれは歩行者になると思いますが、歩行者で言えば歩道を通るということになります。

ただ、歩道自体が狭い歩道がたくさんあります。中学校の統合で通学路の安全確保で歩道を拡幅したりとか、いろいろやっておりますが、それに入っていない所もあると思うのです。

その狭いままでも草が生えて通れない。それから溝蓋がゆがんでいて通れないとかということがあると思います。それは恐らく建設課で逐次対応していただいていると思いますが、しかしそこについては、ある程度定期的に点検する必要があるんじゃないかというふうに思うのです。

それと、歩道によってはフラットな歩道から段差というか、斜めになってあと真っ直ぐな歩道、これはなんとかがいいとしても、斜めになっているところがある。坂があって、歩道を通る時に、歩道自体が右が高くて左が低い、車が出られるとかという形なのです。そういう時に電動車椅子とか手押し車で行く時には斜めになる。そうしたらそこに転倒の恐れもあるし、車道に出ていく可能性もあるということですから、ここは何とか改善する必要があるのではないかと思うのです。

町としてそういう所がどこにあるのかということをも確認する必要があると思います。直ぐに整備するというわけにはいかないとは思いますが、折角通学路の安全整備をやっているところですから、そういうものも一緒に点検していただきたいなというふうに思いますが、お願いします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

今、昨年から中学校の統合に向けて歩道の整備を随時行っております。今、議員がおっしゃるように、例えばそれが乳母車だったら、こけでもしたら赤ちゃんが飛び出て事故になる可能性もございます。

まず、そういう場所、危険な場所を今中学校の歩道の整備をやっていますので、それと同時並行で、危険な場所を調べまして、順次優先順位を決めて取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

本当に身近なことです。その都度対応をしていただいておりますけれども、そういうことも是非小さいことと思わず、重視していただきたいと思います。

これで質問を終わります。

○議長 川野 高實君

以上で宇田川亮君の質問を終了します。

これで全ての一般質問は終わりました。

この際休会についてお諮りします。

明日10日を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって明日10日を休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 14時35分